

## 住宅リフォーム助成 対象となる工事の例

1 部分的な土台又は基礎の工事
2 屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段等の工事
3 建築物に設ける電気、ガス又は給配水管の工事
4 ベランダ又は物干場の工事
5 台所、浴室、便所又は消火設備の工事
6 門又はへの工事
7 断熱化工事
(1) 屋根、壁、天井又は床に断熱材、遮熱材又は遮熱性塗装を使用する工事
(2) 窓に断熱効果のあるガラス又はサッシを使用する工事
8 バリアフリー化工事
(1) 段差の解消又は車椅子の利用に適した造りへの工事
(2) 手すり、フットライト、移動用エレベータ又は階段昇降機の工事
(3) 開閉しやすい窓、扉の引き戸、建具等への取替工事
9 アスベスト除去工事
10 防水、防風、防火(火災報知システム設置を含む)又は耐火の工事
11 防犯システムの工事
12 住宅の敷地内にある、がけ、擁壁(ようへき)等の工事
13 地球温暖化に配慮した設備の設置工事
(1) 太陽光発電システム(財団法人電気安全環境研究所[JET]の認証を受けているもの)の設置工事
(2) 太陽熱温水器の設置工事
(3) CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート等)の設置工事
(4) 潜熱回収型給湯器(エコジョーズ等)の設置工事
(5) ガス発電給湯器(エコウィル等)の設置工事
(6) 燃料電池装置(ライフエル等)の設置工事
14 環境緑化工事
(1) 屋上、ベランダ又は壁面の緑化工事
(2) 生垣造成工事
15 感震ブレーカーの設置工事
16 その他市長が認める工事
システムキッチン、給湯器、床暖房、太陽光発電、ビルトインコンロ、オール電化の取り付けに係る工事は対象となります。 エアコン、外付け食洗機、IHコンロの設置のような電化製品の取り付け、ウォシュレットの取り付け、畳や障子の張り替えのみのような、単なる備品の取り付けである場合や、庭、植栽、溝の工事は対象となりません。